

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

(2023年4月1日現在)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(千葉県指定第1273200129号)

当施設では、ご利用者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設設置・運営法人

1) 設置者

- (1) 法人名 浦安市
- (2) 法人所在地 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
- (3) 電話番号 047-351-1111
- (4) FAX番号 047-381-0800
- (5) 代表者氏名 市長 内田 悦嗣
- (6) 市制施行 昭和56年
- (7) ホームページ <https://www.city.urayasu.chiba.jp>

2) 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 静岡県浜松市中央区元城町218番地26
- (3) 電話番号 053-413-3300
- (4) FAX番号 053-413-3314
- (5) 代表者氏名 理事長 青木 善治
- (6) 設立年月日 昭和27年5月17日
- (7) Email hq-pr@sis.seirei.or.jp

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 16,421.44 m²
- (3) 併設事業
 - 事業の種類 千葉県知事の事業者指定 利用定数
 - 短期入所生活介護（従来型） 第1273200129号 30人
 - （介護予防短期入所生活介護）
 - 短期入所生活介護（ユニット型） 第1273201051号 20人

通所介護 第 1273200178 号

25人

(介護予防通所介護)

介護予防支援事業 第 1203200033 号

(4) 施設の周辺環境

東京湾に面し、県立高校、公園に囲まれた静かな環境にあります。

3. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日 指定

千葉県 第 1273200129 号

(2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 浦安市特別養護老人ホーム

(4) 施設の所在地 千葉県浦安市高洲九丁目3番1号

交通機関 JR京葉線「新浦安」駅よりバス10分
浦安南高校・特養ホーム下車 徒歩2分

(5) 電話番号 047-382-2943

(6) FAX番号 047-382-2436

(7) 施設長(管理者)氏名 副島 克行

(8) 当施設の運営方針

当施設では、以下の基本理念・運営方針の下、「個人の尊厳と人権を尊重し、ご利用者一人一人の自己実現に向けて、ご利用者本位の援助及び支援」を行います。

「基本理念」

“私たちは、地域（市民）とともに高齢者福祉に貢献する”

「運営方針」

- ・私たちは、一人ひとりを知り、その人らしい生活が続けられるよう支援します。
- ・私たちは、ご利用者・ご家族（関わりのある方々）の思いを理解し、実現に向けて共に支援します。
- ・私たちは、その人らしい最期の時をご家族（関わりある方々）と共に支援します。
- ・私たちは、職員一人ひとりが専門性を高め、人として成長するために常に研鑽します。
- ・私たちは、一人ひとりが地域の社会資源として自覚し役割を果たします。

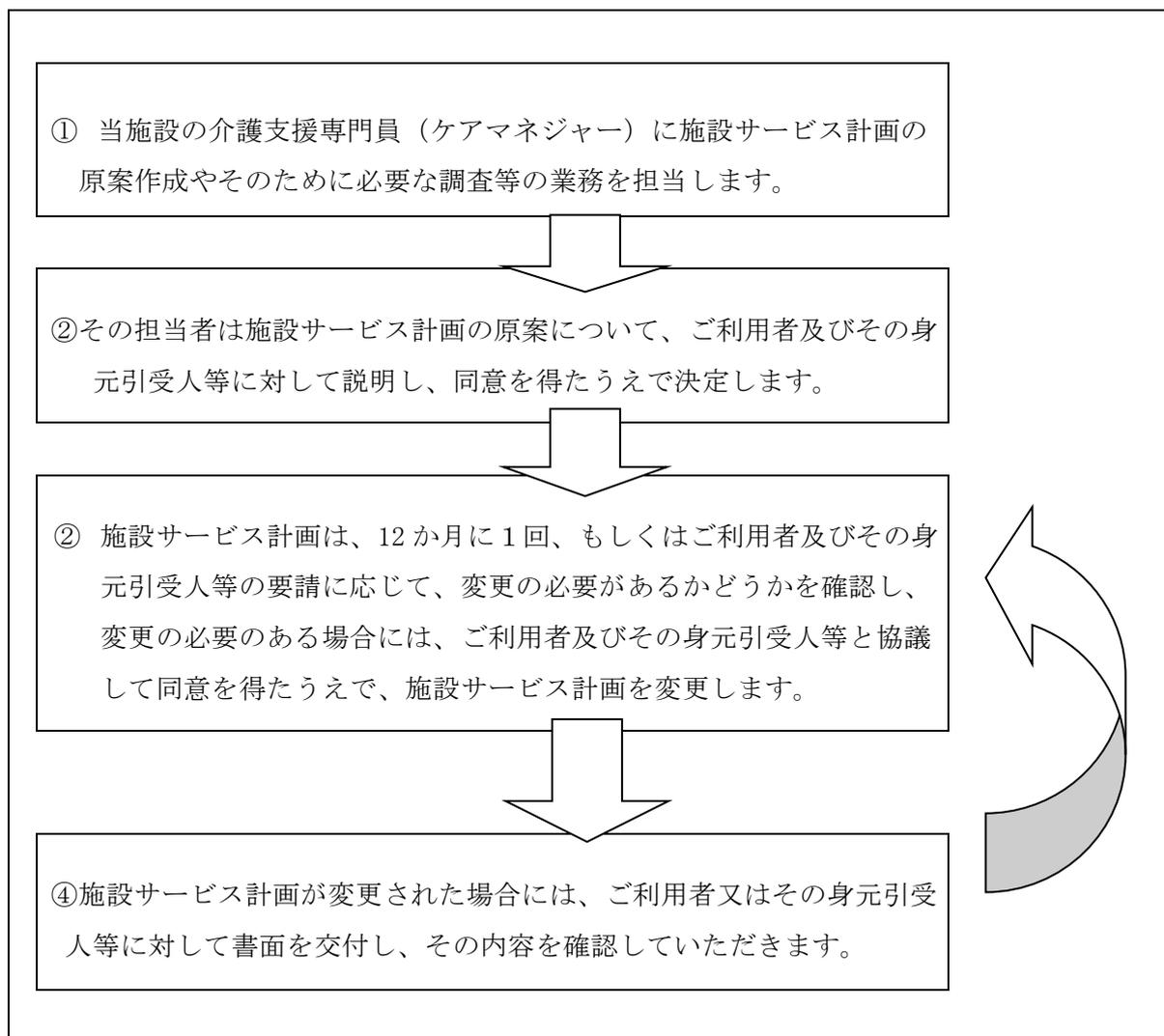
- (9) 開設年月 平成11年8月1日
(10) 入所定員 100人

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できる方は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる方です。
- (2) 特例入所は以下の点を考慮して判断します。
- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ②知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家庭等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (3) 平成27年4月1日以降に入所された方が要介護1又は2と認定された場合、特例入所が認められなければ入所の継続はできません。
- (4) 入所後に自立又は要支援と認定された場合、入所の継続はできません。
- (5) 入所契約の締結前に、所定の用紙にて感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いします。
- (6) 下記の医療行為に関しては、一定の条件を満たしたうえで、施設で検討させていただきます。
- ・経管栄養（胃瘻など）
 - ・痰の吸引
 - ・ストマ（人工肛門）
 - ・自己導尿
 - ・在宅酸素療法
 - ・インシュリン注射
 - ・人工透析

5. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後に作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で、これを定めます。なお、作成及びその変更は、次のとおり行います。



6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則としてご利用者の心身状況等を勘案して施設にて決めさせていただきますが、個室など他の種類の居室への入所をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	82室	約17㎡
多床室 (4人部屋)	48室	約57㎡ (一人当たり約14㎡)
ユニット型個室	20室	約17㎡
合計	150室	短期入所生活介護50室含

食堂	主； 3室 副；14室	2, 3, 4階各約228㎡ 1階各約39㎡・46㎡
浴室	4室	順送式浴槽・車椅子浴槽・個別浴槽
静養室	1室	2階(4人部屋) 約40㎡
健康管理室	1室	2階 約31㎡
機能回復訓練室	1室	3階 約29㎡
娯楽室	1室	4階 約47㎡

☆ 居室の変更

ご利用者の心身の状況若しくは施設の管理上、居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やその身元引受人等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

全室空気調節設備を設置しています。各室にはベッド、床頭台、備付の戸棚（洋服掛け、物入れ）があります。

7. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

職 種	員 数 の 基 準
管理者	1名(兼務)
事務員	1名以上(兼務)
生活相談員	1名以上
介護職員	44名以上
介護支援専門員	1名以上
看護職員	4名以上
機能訓練指導員	1名以上(兼務)
嘱託医師	1名以上(嘱託)
管理栄養士	1名以上(兼務)
調理員	委託

*職員数は、上記の配置人数を下回らないものとします。

〈配置職員の職務内容〉

- 【施設長（管理者）】 施設の責任者としてその管理を統括します。
- 【事務員】 施設の労務管理・経理を行います。
- 【生活相談員】 ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 【介護職員】 ご利用者の日常生活上の介護を24時間行います。
- 【介護支援専門員】 ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 【看護職員】 ご利用者の健康管理や療養上の世話を行います（夜間宅直での勤務体系）。
- 【機能訓練指導員】 ご利用者の日常生活に必要な機能訓練を適宜行います。
- 【嘱託医師】 ご利用者の健康管理、施設の保健衛生の管理指導に従事します。
- 【管理栄養士】 ご利用者を栄養面から健康管理します。
- 【調理員】 ご利用者の食事の調理を行います。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して提供するサービスには、次のものがあります。

- 1 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- 2 利用料金の全額をご利用者にご負担していただくサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

サービス利用料金につきましては、別紙「サービス利用料金表」をご参照下さい。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・当施設では、各階において他のご利用者との社会的交流の場として、食堂にて食事をとっていただくことを原則に、必要な援助を行います。しかし、体調不良時等は、居室にて食事を摂る事もできます。

（食事時間） 朝食： 7：30～ 8：30
昼食： 12：00～13：00
間食： 15：00～15：30
夕食： 18：00～19：00

② 入浴

- ・ご利用者の状況に合わせ、入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの状態でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るうえで必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を適宜実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・日常生活を営むうえで必要な介助をご利用者の身体機能を最大限に活用し行います。
- ・寝たきり防止のため、ご利用者の身体の状態を考慮しながら、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・おむつ交換、シーツ交換を適宜行います。
- ・車椅子、ベッド等への移乗介助を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

サービス利用料金につきましては、別紙「サービス利用料金表」をご参照下さい。

〈サービスの概要〉

①食費

- ・施設サービスの食事に係る食材料費及び調理費相当額を負担していただきます。

②居住費

- ・施設のサービスに係る居室料及び光熱水費相当額を負担していただきます。

③特別な食事

- ・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事（嗜好品、栄養補助食品）を提供した場合は、要した費用の実費を負担していただきます。

④おやつ代

- ・ご利用者のご希望に基づいておやつを提供した場合は、要した費用の実費を負担していただきます。

⑤理髪

- ・理容師の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合は、費用の実費を負担していただきます。

⑥レクリエーションや行事等のアクティビティ活動

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションや行事等のアクティビティ活動に参加し

ていただくことができます。その際の実費を負担していただきます。

- ・その他、施設の企画行事（遠足、旅行等）の実費（交通費、宿泊代等）を負担していただきます。

⑦日常生活用品

- ・ご契約者の日常生活に要する費用で、衣類、履物、洗面用具等のご本人に負担していただくことが適当である日用品の購入代金は、ご本人に負担していただきます。なお、個人の嗜好を含むものは、適宜面会時にお持ちください。
- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、施設が用意したものをご使用していただきますので、ご利用者の費用の負担はありません。

⑧ご利用者の個人的な外出等の費用

- ・ご利用者の個人的な外出時の移送は公共交通機関やタクシーのご利用となります。

⑨医療費

- ・当施設の医師による診察及び処置にかかる費用、並びにご利用者の健康管理に要する費用の自己負担額は、ご利用者の負担となります。当施設では、毎年インフルエンザの予防接種を受けていただきます。その費用はご利用者の負担となります。

⑩電気料金

- ・居室で個人の家電製品を使用することによって発生する料金は別途負担していただきます。

⑪洗濯

- ・ご利用者の洗濯物について洗濯サービスを行います。但し、水洗い可能な洗濯物の範囲とし、これを無料とします。
- ・施設内での洗濯は、大型洗濯機を使用し行います。個人のものであることがわかるよう記名をお願いいたします。

⑫コピー代

- ・各種記録等の複写につきましても実費をご負担いただきます。情報開示につきましては、所定の手続きが必要です。

(3) 痰の吸引について

当施設では厚生労働省の通知（平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知）を受け、利用者に対する口腔内、鼻腔内の痰の吸引、胃ろうによる経管栄養に係るケアの一部を嘱託医師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

今後も介護職員への研修体制の整備、嘱託医による看護職員や介護職員への指導の実施、「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期

的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くします。

尚、本重要事項説明書の同意をもって、上記の行為についての同意が得られたものとさせていただきます。

(4) 看取り介護について

【指針】

医師が看取りの状態と判断した場合、ご利用者、及びご家族のご意向を確認させていただきます。ご家族がターミナルケアの主体となり、安らかな最期の時を迎えられるよう、医師と随時連絡体制を確保し、ケアを提供させていただきます。しかし、ターミナルケアを受けている途中でも、医師の判断により入院治療が必要となる場合に関しては、入院をお願いすることがあります。

【医療行為について】

介護老人福祉施設は生活の場であり、治療・療養の場ではありません。その為、医療機関ほどの治療（持続点滴、酸素、痛みのコントロール等）はできません。

【ターミナルケアの時期になったら…】

医師との話し合い

- ・身体状況説明。
- ・ご利用者、ご家族の意思を確認。

ターミナルケアプランの立案

- ・多職種と連携をとり立案。

ご家族との話し合い・同意

ケアの提供

- ・随時、ご利用者やご家族、多職種と相談をしていく。
- ・お身体の状況にあったケアの見直しをしていく。
- ・ご家族が看取る為の環境を整えていく。（個室、ご家族のお食事等）

(5) 契約書第 19 条に定める所定の料金

- ・ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（3,200 円）を負担していただきます。

9. 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

ご利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金をお支払いいただきます。

前記（1）及び（2）の利用料金は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末

日までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

契約時にお申し込みいただいた金融機関から自動引落となります。

前月分の利用料金を、その翌月15日前後にご精算し（請求書発送）、その月27日（土・日曜、祝日の場合は翌営業日）に引落させていただきます。

10. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
浦安中央病院	浦安市東野3-4-14	内科、胃腸科、循環器科ほか
浦安病院	浦安市北栄4-1-18	外科、内科、循環器科ほか

11. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条・第9条参照）

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合は、医師又は看護職員との連携の上、ご利用者又は身元引受人等からの聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなどして適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。
- ⑥ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、これを2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、有料にて複写物を交付します。
- ⑦ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

す。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ⑧ 事業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を、正当な理由なく第3者に漏洩しません（守秘義務）

12. 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・事業所敷地内は全面禁煙となっております。
- ・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- ・金品等の持ち込みは、施設では責任を負いかねますので、ご利用者（身元引受人）の責任の範囲でお願いします。
- ・飲酒は、他の入所者等へ迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみ下さい。

(1) 持ち込みの制限 *以下の物は持ち込むことが出来ません。

- ・ 炎の出るもの（ライター・マッチなど）
- ・ 動物（哺乳類・鳥類・爬虫類・魚類など）
- ・ 危険物（火薬類・石油類・劇薬・必要以上の薬など）
- ・ 居室に入りきらない量の物品
- ・ 刃物及び銃器またはそれに類するもの
- ・ その他施設長が制限の必要性があると認めたもの
- ・

(2) 面会

- ・ 面会時間 6：00～21：00
- ・ 来訪者は、必ず1階事務所に備え付けの面会簿にご記入下さい。
- ・

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

- ・ 外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。
葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、その限りではありません。
- ・ 但し、外泊については、1ヶ月に7泊8日を最長とさせていただきます。

(4) 食事

- ・ 食事が不要な場合は、2日前までに申し出下さい。それ以降の申し出につきましては、所定の食費をお支払いいただきます。

13. 身元引受人等（契約書第20条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。
しかしながら、ご利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、事業者と協議の上、入所契約締結にあたって身元引受人を立てないこともできます。この場合、ご利用者には、代理人を立てていただきます。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、重要事項説明書の各条項のほか、以下の各号に従い債務を保証することになります。
 - 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
 - 2) 前号の連帯保証人の負担は、極度120万円を限度とする。
 - 3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- (4) ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用の負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (5) ご利用者が入所中に死亡された場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等対応についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人に、負担いただくこととなります。

- (6) 身元引受人は、ご利用者の施設サービス計画書（ケアプラン）の説明を担当介護支援専門員より受け、その内容を確認していただきます。
- (7) 身元引受人自身が死亡若しくは破産宣告を受けた場合には、ご利用者は、新たな身元引受人を立てていただきます。

14. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 平成27年4月1日以降に入居された方で、入居後要介護1又は2と判定された場合（居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例入所が認められた場合を除く。）。特例入所は4項（2）を考慮して判断する。
- ④ ご利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- ⑤ 事業者が当事業を廃止するため、当施設を閉鎖した場合
- ⑥ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ⑦ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑨ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出により退所する場合（契約書第15条参照）

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合（契約書第7条）
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合（契約書第5条）
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信

行為,その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他のご利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合（契約書第 16 条）
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは他のご利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他のご利用者や事業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ご利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑦ご利用者の医療依存度が高くなり、以下の医療行為により医学的管理が必要となった場合
 - ・ 中心静脈栄養（IVH）・気管切開・点滴による栄養補給
- ⑧上記以外の医療行為に関しては、ご利用者の状況を確認したうえで施設での生活が難しいと判断した場合
 - ・ 経管栄養（胃瘻など）・痰の吸引・ストマ（人工肛門）・自己導尿
 - ・ 在宅酸素療法・インシュリン注射・人工透析 など

(3) ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、8日間以内の短期入院の場合

8日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

また併せて居住費をお支払い頂きます。

② 8日間以上3ヶ月以内の入院の場合

8日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院される場合には、再び当施設に優先的に入所できます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

8日間を越えて入院された場合でも3ヶ月以内に退院される場合は、居住費を負担いただき、退院後はそのまま居室をご利用いただけます。但し、同意に基づき居室を短期入所生活介護（ショートステイ）に利用させていただいた場合には居住費は必要ありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。再び入所を希望される場合は、改めてお申し込みいただく必要があります。

(4) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

また、契約書第16条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の対応をいたします。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

15. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。話し合いを希望される場合は、苦情受付窓口までお申出下さい。なお、各階に備え付けの「ご意見箱」に投

書いただくこともできます。

- 苦情受付窓口（担当者）生活相談室 小川 明日香
- 苦情解決責任者 施設長 副島 克行
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）9：00～17：00
- 電話番号 047-382-2943
- FAX 番号 047-382-2436
- 第三者委員 宇田川 精一（浦安市社会福祉協議会 元顧問）
047-351-6882
- 第三者委員 武部 晴子（民生委員・児童委員）
047-354-2242

また、当施設では、第三者を交えた苦情解決の制度を設けていますので、第三者委員を交えて相談もできます。希望される場合は、直接、備え付けの投票用紙に記入の上、第三者委員宛にお送りすることもできます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

浦安市高齢者福祉課 介護保険課	所在地 〒279-8501 浦安市猫実1丁目1番1号 電話 047-351-1111（代表） FAX 047-381-0800（高齢者福祉課） 047-390-7918（介護保険課） 受付時間 8:30～17:00（年末年始、土日祝日を除く）
国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 （直通）	所在地 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 電話 043-254-7428 FAX 047-254-7401 受付時間 8:30～17:00（年末年始、土日祝日を除く）

16. 損害賠償について（契約書第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、以下の場合には事業者の損害賠償責任を減免することができます。

- ・ご利用者が心身や病状や病歴等について故意に告げず、または不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- ・ご利用者がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、または不実の告知を行った結果損害が生じた場合

- ご利用者の急な体調変化など、サービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合
- ご利用者が事業者の指示に反して行うことで損害が生じた場合
- ご利用者の心身の状況を斟酌して相当と認められる場合
- 地震・噴火等の天災その他自己の責任に起因しない事由により損害が生じた場合

[重要事項説明書] 同意書

年 月 日

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 浦安市特別養護老人ホーム
説明者職名 相談員 氏名 印

私たちは、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者
住所
氏名 印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者
住所
氏名 印
(契約者との関係)

身元引受人
住所
氏名 印
(契約者との関係)

代理人
住所
氏名 印
(契約者との関係)